

CATEGORY 01


# BUSINESS CARD


**ESLIEN**  
 Administrative Scrivener office  
**行政書士事務所**  
**エスリアン**


行政書士  
**江洲 梨杏**  
 Rlann Esu

〒150-0002  
 東京都渋谷区渋谷三丁目12番12号  
 渋谷プレステージビル2階  
 [TEL] 03-3406-6108  
 [FAX] 03-3406-6105  
 [Email] info@eslien.co.jp  
 [H P] www.eslien.co.jp


表面


**交通事故被害相談**  
**サポート業務**

- 後遺障害認定サポート
- 異議申立サポート
- 弁護士紹介サポート
- 治療家紹介サポート


**利軽の強み**

1. むち打ち症の認定に自信があります  
(非該当⇒14級の認定実績あり)
2. 整形外科との連携(主に神奈川・東京)
3. 主治医先生の診察に同行します


**自己紹介**

昭和60年9月 東京都渋谷区に出生  
 平成20年3月 □□大学法学部法律学科卒業  
 平成21年 行政書士試験合格後、新宿の行政書士事務所でクーリングオフ、交通事故案件(後遺障害認定申請)、債権回収、などの業務を経験する。  
 平成22年 渋谷区の行政書士事務所で、交通事故案件に特化し業務を経験する。  
 平成23年 港区虎ノ門の弁護士法人で、交通事故案件について「専任は行政書士、請求は弁護士」というワンストップサービスに参画する。  
 平成23年6月 行政書士事務所エスリアン開設

裏面


**無料相談実施中**  
**司法書士EL法務事務所**

代表司法書士  
**江洲 梨杏**

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷三丁目12番22号 渋谷PSビル2階

**TEL** 03-3406-6108 **FAX** 03-3406-6105  
**MAIL** eslien@eslien.co.jp  
**相談予約** https://eslien.co.jp

エスリアン 

表面

**業務内容**

- 相続、遺言、信託、成年後見
- 知的障害児者の法務サポート
- 家賃滞納による建物明渡裁判
- 過払い、借金整理、自己破産

**業務実績**

- 相続、遺言、信託セミナー**毎月**実施
- 建物明渡裁判**100**件以上
- 過払い、債務整理相談**2,000**件以上

**アクセス**  
 各線渋谷駅から徒歩10分

**プロフィール**

出生:昭和60年0月0日  
 出身:東京都渋谷区  
 大学:□□□大学法学部  
 趣味:□□□□□□□□  
 好物:□□□□□□

先生写真

裏面

弁護士 江洲 梨杏

RIANN ESU

江洲総合法律事務所

〒550-0013 大阪市西区鞆本町一丁目4番5号 千代田アネックスビル4階  
TEL:06-6136-6389 FAX:06-6136-6770  
携帯:090-0000-0000 E-mail:eslien@eslien.co.jp

表面



裏面



ES LIEN  
エスリアン司法書士事務所

先生  
写真

代表司法書士

江洲 梨杏

Riann Esu

〒150-0002  
東京都渋谷区渋谷三丁目12番22号  
渋谷プレステージビル2階

MAIL riann@eslien.co.jp

URL eslien.co.jp

TEL 03-3406-6108 / FAX 03-3406-6105

エスリアン

検索

表面

業務内容

- 相続、成年後見、ご遺言に関するご相談
- 不動産に関するご相談
- 会社設立、増資等、法人の登記
- 相続関連受任件数/累計1000件以上

沿革

- 平成23年 港区にてLV司法書士事務所開業
- 平成26年 渋谷区道玄坂に事務所移転
- 平成29年 渋谷区三丁目へ移転し、事務所名をリーガルビジョン司法書士事務所に変更

メディア掲載履歴

- □□□□□□□□□□□□□□
- 

裏面



司法書士 東京 第0000号  
簡裁訴訟代理関係業務認定 第0000000号  
法テラス登録司法書士  
成年後見リーガルサポート会員  
東京都司法書士会調停センター会員

代表司法書士  
**江洲 梨杏**  
Riann Esu

江洲司法書士事務所  
〒150-0002  
東京都渋谷区渋谷三丁目12番22号  
渋谷プレステージビル2階  
Tel: 03-3406-6108 FAX: 03-3406-6105  
携帯: 090-0000-0000  
E-mail: eslien@eslien.co.jp  
HP: http://eslien.co.jp

表面



江洲司法書士事務所  
(1Fがローソンのビルの4F)

主な業務内容

- 相続・遺言
- 成年後見
- 商業登記
- 交通事故
- 民事事件
- 不動産登記
- 財産管理
- 企業法務
- 借金問題
- 労働問題

その他法律問題で気になる事がありましたら  
いつでもお気軽に当事務所までご相談ください。

 **03-3406-6108**

裏面

司法書士 江洲 梨杏

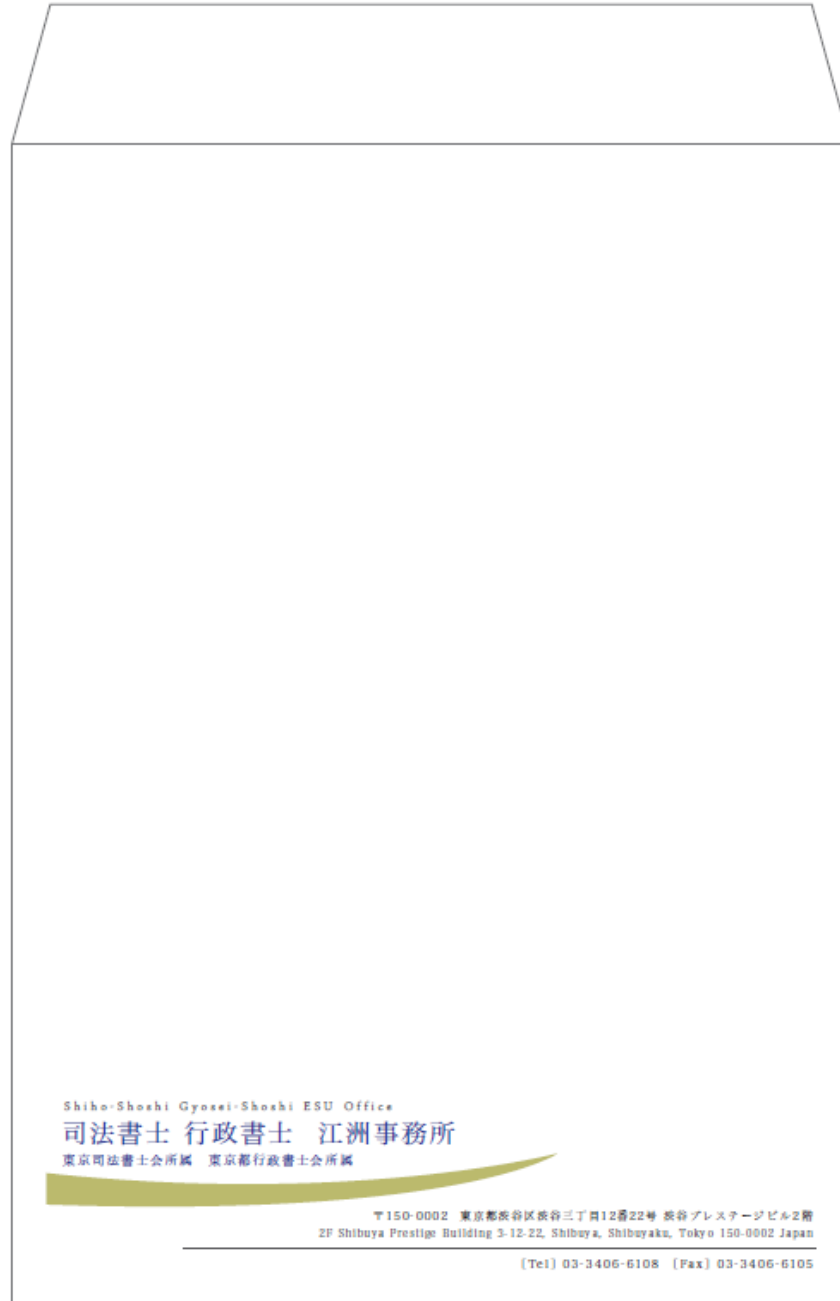
〒一五〇〇〇〇二  
東京都渋谷区渋谷三丁目十二番二十二号  
TEL: 〇三三四〇六一〇八  
E-mail: eslien@eslien.co.jp

司法書士江洲事務所

B案

CATEGORY 02

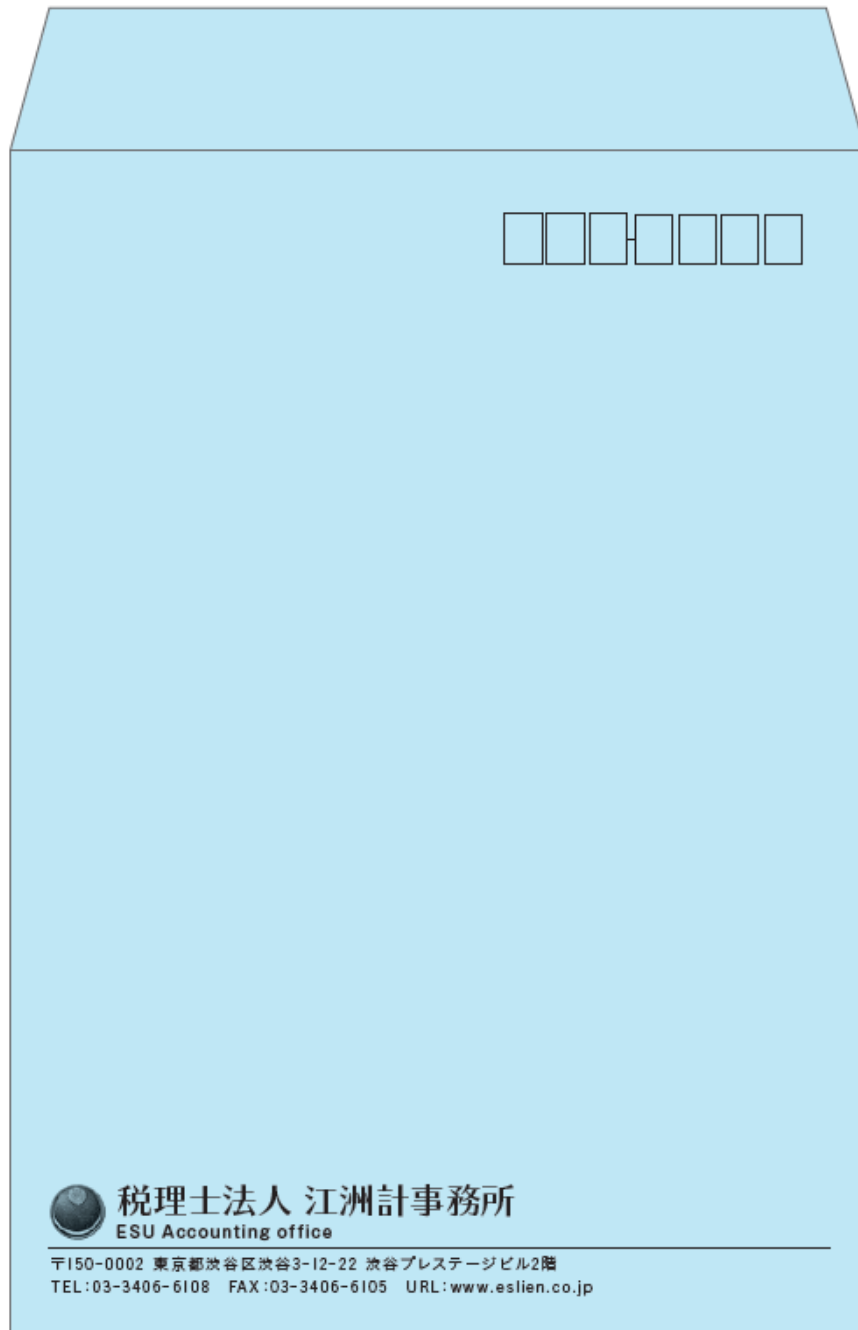
# ENVELOPE



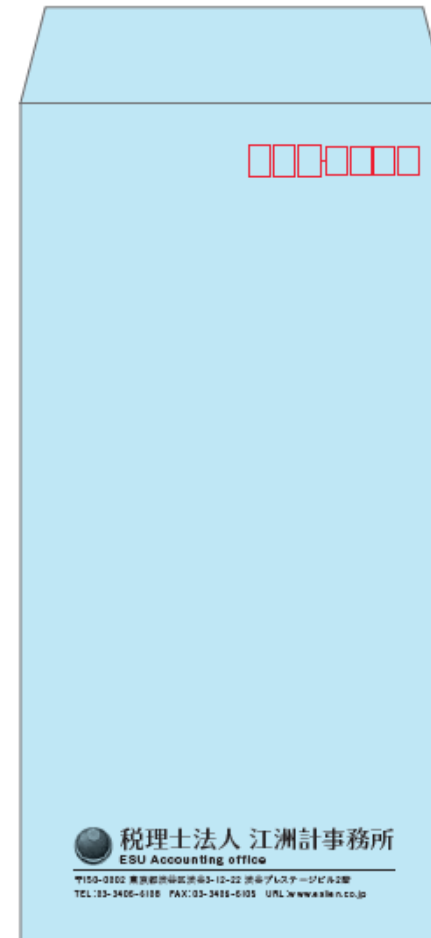
角2



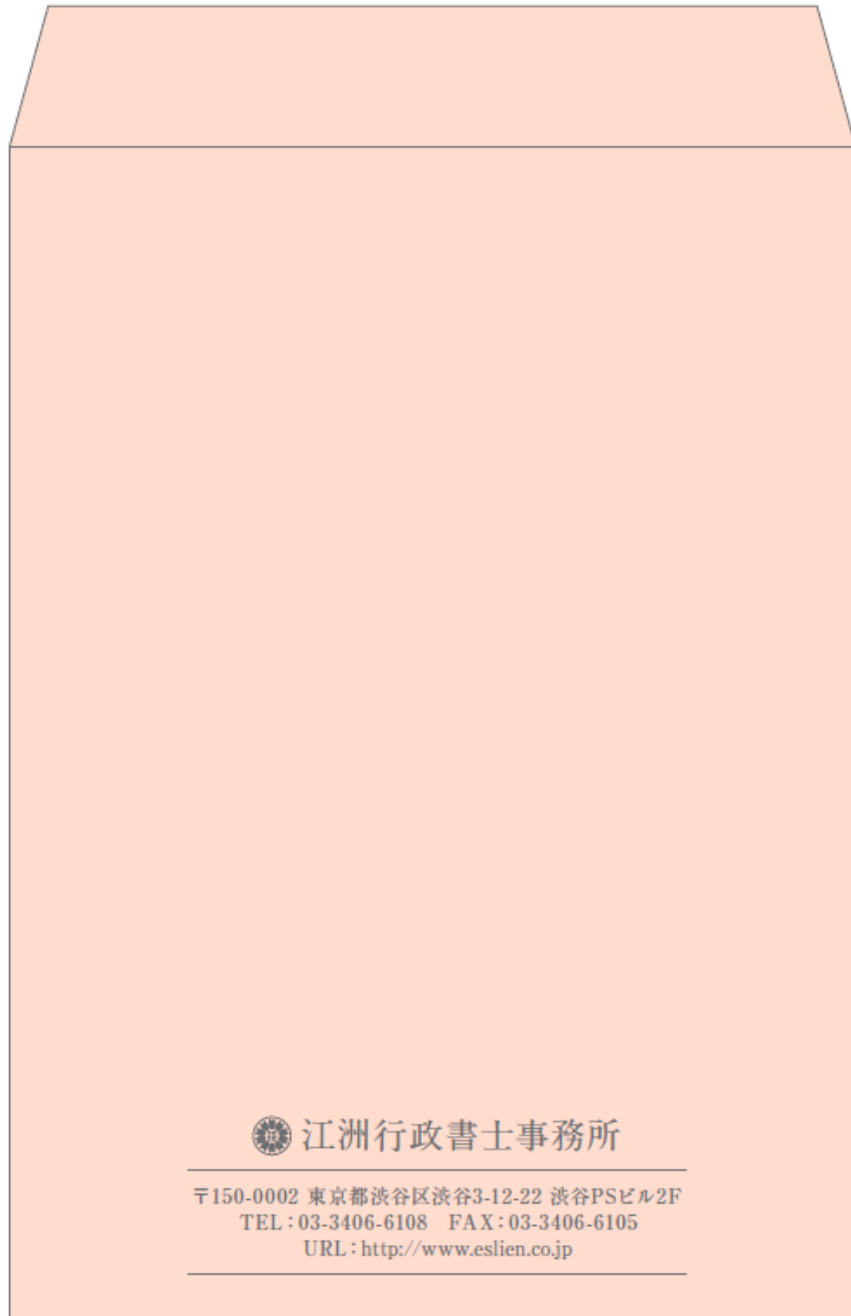
長3



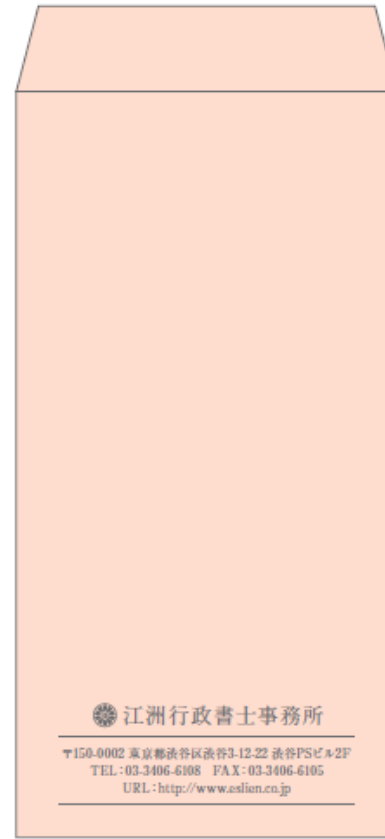
角2



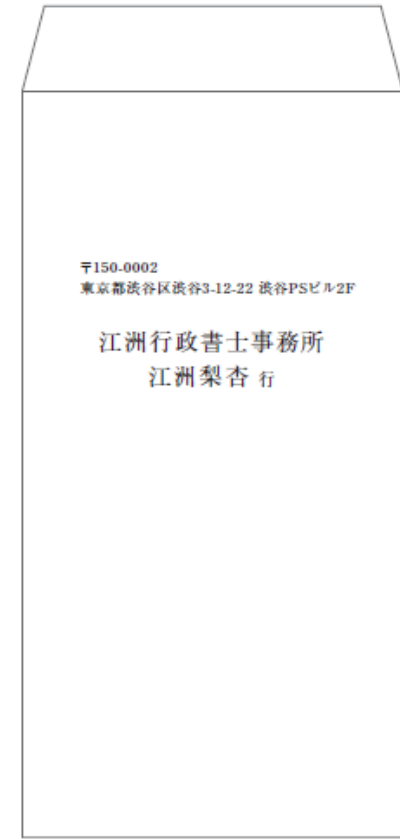
長3



角2



長3



長3 (返信用)



長3 (窓付き)



CATEGORY 02

# PAMPHLET

**事故直後や治療中の方も是非ご相談ください**

**こんなことでお困りではありませんか？**

- 保険会社から示談提示があった
- 賠償金が少なすぎると思う
- 面倒なのでそのまま示談しようと考えている
- 保険会社から不当な打ち切り要請があった
- 事故にあったばかりだと、最終的にどのくらい賠償金をもらえるのか見通しを知りたい
- 事故直後で、現在の治療内容や今後に不安を感じている
- 症状が固定し、後遺障害認定の請求について相談したい

**弁護士費用特約をご活用ください！ 上限300万円！**

あなた、もしくはあなたのご家族の保険に「**弁護士費用特約**」が付帯されているれば、保険を使うことができるため**弁護士費用の負担はありません**。

**弁護士費用特約とは**  
交通事故の弁護士費用特約（弁護士費用特約）とは、交通事故の被害者の方が弁護士に依頼した場合に発生する、弁護士費用を補償する特約です。この制度により被害者の方によって、自己負担して自費負担に転換しないことが出来ます。交通事故の被害者の方は、既にこの制度がご自身の保険に付帯しているか、付帯していないか、付帯している保険会社を確認して下さい。もし、弁護士費用特約が付帯していない場合は、弁護士費用特約の加入を検討して下さい。

**報酬体系**

**初回無料 無料**

電話相談できます。お気軽にご相談ください。

**人身事故、人身事故+物損事故の場合**

電話・メール相談 **無料** 出張 **無料**

**物損事故の場合**

物損事故の場合、電話での相談は基本的に承っております。

1時間 **3,300円**（一つの質問につき） **2時間 5,500円**（30分） **3時間 8,800円**

**刑事事件のご相談**

ご質問内容により料金が異なります。また、ご質問内容によってはお見積りも承っております。

**加害者の方のご相談**

被害者の方のご相談と同様に、ご質問内容によってはお見積りも承っております。

**交通事故に詳しい弁護士に相談するメリット**

- 1** わずらわしい保険会社との話し合いから解放されます。
- 2** いつでも有利な解決を想定したアドバイスを受けられます。
- 3** 被害者に有利な慰謝料・賠償金で解決を目指せます。

ADDRESS  
〒160-0022 東京都新宿区新宿2-1-5 パークサイドスクエア6階  
TEL 03-6384-2957 FAX 03-6384-2959



ACCESS  
■丸の内線「新宿御苑前駅」徒歩1分  
■丸の内線・副都心線・都営新宿線「新宿三丁目駅」徒歩6分



代表 弁護士 中島 賢悟 東京弁護士会  
メールでのお問合せ nakajima.lawyer@gmail.com

保険会社からの提示内容について、示談する前に必ずご確認ください！

**交通事故被害者の皆様へ！**

その賠償額が、交通事故の賠償大きく変わる可能

弁護士特約に入

全て特約から

弁護士特約に入

増額幅の**22%**もしく

※税込み ※詳しくはよくある

弁護士法人 中島総合

受付時間 9:30~18:00  
**0120**

弁護士法人中島総合法

**接骨院での治療が終わったら…**

**保険会社から提示される賠償金のうち、“慰謝料”の金額を確認してみてください**

多くの方が交通事故にあった時、保険会社に相談されると思います。交通事故の賠償では、いまだに多くの方が保険会社からの提示や、そこから若干の増額を示談金で示談をしまっているケースが多くあります。

慰謝料の基準や逸失利益の考え方として、いわゆる裁判（弁護士）基準よりも大幅に低額であることがほとんどです。

保険会社から提示された慰謝料の金額と比べてみてください				
比較表 裁判基準（※1）と自賠責基準の比較	裁判基準100%（入院0日）	弁護士が介入した場合のよくある解決例 ⇒裁判基準の約95%（入院0日）	<比較>月に10日通院した場合の自賠責計算例 ⇒1日4200円×2ヶ月通院日数（入院0日）	<参考>入院が1か月間だった場合の裁判基準
総治療期間が1か月間 （※入院・手術日に1か月通院した場合）	19万円	<b>17万1000円</b>	8万4000円	52万円
総治療期間が2か月間	36万円	<b>32万4000円</b>	16万8000円	69万円
総治療期間が3か月間	53万円	<b>47万7000円</b>	25万2000円	83万円
総治療期間が4か月間	67万円	<b>60万3000円</b>	33万6000円	95万円
総治療期間が5か月間	79万円	<b>71万1000円</b>	42万円	105万円
総治療期間が6か月間	89万円	<b>80万1000円</b>	50万4000円	113万円
総治療期間が7か月間	97万円	<b>87万3000円</b>	58万8000円	119万円
総治療期間が8か月間	103万円	<b>92万7000円</b>	67万2000円	125万円

**交通事故被害の慰謝料算定基準**



裁判（弁護士）基準というのは、裁判になった場合に裁判所であればどのように判断するという慰謝料の基準で、入院慰謝料であれば傷病の種類と通院期間によって算出し、後遺障害慰謝料であれば、14級の場合110万円のように、等級ごとに基準が設定されています。

**お客様の声**

- ① 少しでも増えると嬉しい。
- ② 中島先生、増えた示談金で娘とディズニーへ行きました。
- ③ 主婦休損、保険会社からは何も言われてなかった。
- ④ 保険屋さんの言いなりにならなくてよかった！
- ⑤ 特にめんどくさくもなく、時間もかからず、これなら弁護士使った方がいいと思いました。

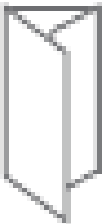
**よくあるご質問Q&A**

- Q** 保険会社の提示してきた賠償金・慰謝料が妥当な金額が分からない、適正な額を知りたい。  
**A** 保険会社は一番低い基準の金額で示談金を提示してくることが通例です。裁判額を算出してありますので、妥協に陥ってしまう前にご相談ください。
- Q** 主婦にも休業損害が認められるのですか？  
**A** 主婦業も労働の一つでありその対価があるべきと考えられ、現在では主婦業であっても休業損害が認められることが多くあります。詳しくは当事務所まで！
- Q** 弁護士さんに任せると慰謝料と自賠責の基準の慰謝料はどの程度違うのですか？  
**A** 概ね、保険会社の基準の慰謝料は裁判所の基準の50～60%程度ということが多いです。例えば、事故後、半年の間に60日くらい通院した場合、自賠責の計算で入院日数 × 4200円 × 2ヶ月 = 50万4000円。裁判所の基準は89万円（※1、※2参照）。■裁判所が介入し、裁判を起こさなくても89万円 × 80% = 95万2000円前後になると考えています。
- Q** 弁護士費用が心配。  
**A** 当事務所の報酬体系は、弁護士費用特約がない場合でも、相談無料・着手金無料となっております。依頼者の方の手に渡るお金が少なくなってしまう場合には、そもそもご依頼を受けませんのでご安心ください。加入している保険に弁護士費用特約がある場合は、依頼者の方の負担は原則として0円になりますので、基準ご利用をお勧めします。

**事例を分かりやすくマンガで解説！**



続きは、こちらからご覧ください  
<https://www.manga-koutsujiko.com/>



[不動産の名義変更]  
相続登記お任せプラン

相続登記の義務化 2024年4月1日 施行



相続登記の  
チェスター



相続登記の  
チェスター

## プランのご紹介

**1 登記のみプラン** 9万8,000円(税込10万7,800円・実費別)  
戸籍等の収集はご自身で行って費用を節約したいという方へ

**2 収集ありプラン** 12万8,000円(税込14万8,000円・実費別)  
面倒で大変な戸籍等の収集もお任せしたいという方へ

**3 一覧図取得ありプラン** 13万8,000円(税込15万1,800円・実費別)  
各種相続手続きが楽になる法定相続情報一覧図の取得もお任せしたいという方へ

下記に該当する場合は、御見積書にてご提示した料金が加算されます

- ① 転籍加算(管轄法務局が2か所以上になる場合)
- ② 評価額加算(固定資産税評価額が1億円を超える場合)
- ③ 複数加算(不動産の数が10個を超える場合)
- ④ 取得者数加算(複数の相続人が不動産を取得する場合)
- ⑤ 難易度加算
  - 相続不動産以外も遺産分割協議書に記載する場合
  - 近親縁戚や信託が相続人の場合
  - 連絡が取れない相続人がいる場合
  - 相続登記が終わらないうちに新たな相続が発生した場合
  - 海外が関係する場合 など

### 法人概要

代表 司法書士 法人チェスター大宮 松本 晃(まつもと あきら) 司法書士(埼玉司法書士会所属 登録番号1955号)

事務所所在地 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目9-6 大宮センタービル2階  
TEL048-700-3251 FAX048-700-3252



## プラン比較早見表

	登記のみプラン	収集ありプラン	一覧図取得ありプラン
1 戸籍等の収集(相続人の調査・確定) <small>(注:世帯証明等の収集は含まれておりません)</small>	×	○	○
2 法定相続情報一覧図の取得 <small>(10図取得いたします)</small>	×	×	○
3 不動産の名義簿・評価証明書等の取得	○	○	○
4 相続登記(不動産の名義変更) <small>(注:相続税申告は別途おこないます)</small>	○	○	○
5 相続した不動産の売却サポート	○	○	○

## 相続した不動産は売却されますか?

不動産のご売却も、司法書士、不動産会社、税理士がワンストップで対応します!



### 相続した不動産をご売却する場合の流れ

#### チェスターグループのワンストップサービス

- 1 STEP** 相続登記  
司法書士法人チェスター大宮が相続登記を完了いたします。
- 2 STEP** 売却  
相続した不動産のご売却を不動産会社(チェスター大宮)が担当いたします。
- 3 STEP** 売買取引  
売買取引を司法書士法人チェスター大宮が担当いたします。
- 4 STEP** 確定申告  
不動産売却の確定申告を司法書士法人チェスター大宮が担当いたします。

不動産の名義変更 → 売買契約を締結 → 売買取引を受領 → 確定申告

表2-P1

輝く未来の、お手伝い。



事務概要

事業内容: 顧問/法曹士法人  
 代表: 藤野 健夫  
 所在地: 〒112-8555  
 東京都千代田区千代田2-10-11 東京ビル  
 本所内1417号室(都庁本庁舎)  
 TEL: 03-5294-9333  
 FAX: 03-5294-9334  
 URL: https://toma-group.jp  
 E-mail: info@toma-group.jp  
 登記: 東京都庁  
 資本金: 6,250万円(1万円単位)  
 ◆23(創業)記念特選: 創業記念ロゴマーク  
 ◆東京メトロ、東京都庁舎(2階)・(地下1階)・(地下2階)より徒歩2分  
 ◆東京メトロ丸の内線、有楽町線(丸の内線)丸の内駅より徒歩4分



# これまでの130年も、 これからの130年も

P4-表3

顧問/法曹士法人は明治23年の創業から130年に渡り、登記業務のリーディングカンパニーとして、常に業界をリードしてその正確で迅速な業務が評価され、上場企業を含め累計1万社の法人や個人のお客様にお取り次ぎ。その一方で、輝かしい実績に決して驕ることなく、絶えず新しい情報やシステムを取り入れ、水物の一流専門家を志してお客様と共に成長し発展する。次の130年に向けた新しい顧問/法曹士法人を期しています。



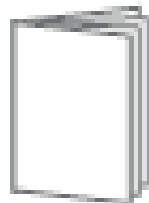
## 当法人の特徴

# TOMAグループ

組織力を最大限に活かし、  
ワンストップでお客様の課題を解決するため、  
一流のスペシャリストが集結

### グループの強み

- 1 圧倒的な登記実績**  
 明治33年に創業し、130年に渡る実績が数多くあります。メカニカルな作業が多く、長時間の作業が必要であり、業務を機械化・自動化して効率よく行うことが可能です。
- 2 高いサービスレベルを誇るワンストップ体制**  
 ワンストップグループ内に、税務士・法曹士・鑑定士・民法士・労務士が在籍しており、業務の連携がスムーズに行き渡ります。
- 3 問題解決力の高さ**  
 問題発生から対応できる専門スタッフが揃っており、どのような案件でも高いレベルで対応いたします。また専門知識が豊富で、セカンドオピニオンも提供しております。



## グループ体制

### TOMAグループ(ワンストップコンサルティングファーム)



顧問/法曹士法人をはじめとするTOMAグループには、税務士/鑑定士、民法士/労務士、登記士/法曹士、総合法律事務所としてのスペシャリストが多く在籍しております。さらに土地建物登記士/不動産登記士の職務をネットワーク化を推進し、経済力とネットワークの発展をもとに事業の拡大とグローバルに展開いたします。

■ 総務	27名	■ 中央	28名	■ 東京圏ワンストップ	138名
■ 簿記・経理・事務	45名	■ 伊豆半島	16名	■ 山梨県ワンストップ	10名
■ 法律事務所	23名	■ 神奈川	16名	■ 山梨県ワンストップ	23名
■ 法曹士	18名	■ 千葉	16名	■ 千葉	16名
■ 税務士	16名	■ 埼玉	16名	■ 埼玉	16名
■ 鑑定士	16名	■ 栃木	16名	■ 栃木	16名
■ 民法士	16名	■ 群馬	16名	■ 群馬	16名
■ 労務士	16名	■ 茨城	16名	■ 茨城	16名
■ 登記士	16名	■ 前橋	16名	■ 前橋	16名
■ 総合法律事務所	16名	■ 宇都宮	16名	■ 宇都宮	16名
■ 中央	28名	■ 水戸	16名	■ 水戸	16名
■ 伊豆半島	16名	■ 東京圏	138名	■ 東京圏	138名

1/31 編集部 2024